

新 旧 対 照 表

新

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条～第13条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

旧

高知県多機能型保育支援事業費補助金交付要綱

第1条～第13条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号、第8条、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

新  
事業実施基準

1 補助事業

(1) 補助事業の実施内容

補助事業者は、次の事業等を実施することとする。

ア 定期的な子育て支援への場の提供

子育て相談、園庭開放、保護者同士の交流、子育て支援情報の提供のいずれか又は複数を組み合わせて、子育て世帯と保育者が集える場の提供を実施すること。

イ 園行事への参加誘導等

夕涼み会や運動会などの季節の行事への誘導、絵本の読み聞かせや、地域と協同で企画するイベントなど、就園児と未就園児が交流する行事を実施すること。

ウ 略

エ 略

(2) 略

2～4 略

旧  
事業実施基準

1 補助事業

(1) 補助事業の実施内容

補助事業者は、次の事業等を実施することとする。

ア 定期的な子育て支援への場の提供

子育て相談、園庭開放、保護者同士の交流、子育て支援情報の提供のいずれか又は複数を組み合わせて、子育て世帯と保育者が集える場の提供を実施すること。

イ 園行事への参加誘導等

夕涼み会や運動会などの季節の行事への誘導、絵本の読み聞かせや、地域と協同で企画するイベントなど、就園児と未就園児が交流する行事を実施すること。

なお、事業実施後は、要綱様式「別紙2-2（第5号様式関係）」により速やかに事業報告を行うこと。

ウ 略

エ 略

(2) 略

2～4 略